

兵庫県公式オンラインショップ「HYOGOSSIMO（ひょうごッシモ）」ロゴマーク使用規程

（趣旨）

第1条 兵庫県公式オンラインショップ「HYOGOSSIMO（ひょうごッシモ）」のロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）については、県産品のオンライン販売機能強化及び販路拡大を図るため、兵庫県公式オンラインショップ「HYOGOSSIMO（ひょうごッシモ）」を広報することを目的として使用するものとする。また、使用する場合の取扱いについては、この規程に定めるところによる。

（ロゴマークの規格）

第2条 ロゴマークの規格は、「別紙」によるものとする。

（使用の条件）

第3条 ロゴマークの使用にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）ロゴマークの色、形、書体、縦横比等は「別紙」に記載のとおりとし、これを変更しないこと。
- （2）兵庫県公式オンラインショップ「HYOGOSSIMO（ひょうごッシモ）」のイメージを損なう又は消費者に誤解を与えるような使用、展開及び応用をしないこと。
- （3）法令及び公序良俗に反しないこと。
- （4）特定の個人、政党及び宗教団体を支援しない、かつ、公認しているような誤解を与えないこと。
- （5）兵庫県公式オンラインショップ「HYOGOSSIMO（ひょうごッシモ）」に出品していない商品について、ロゴマークを使用することで、当該事業者が出品しているような誤解を与える表示をしないこと。
- （6）その他、兵庫県がロゴマークの使用について不適当と認めることがないこと。

（使用届）

第4条 ロゴマークを使用しようとするものは、あらかじめ「兵庫県公式オンラインショップ「HYOGOSSIMO」ロゴマーク使用届出書(様式第1号)」に必要な書類を添付して、兵庫県知事（以下「知事」という。）に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- （1）県内の地方公共団体が使用するとき。
- （2）公益社団法人ひょうご観光本部及び公益社団法人兵庫物産協会が使用するとき。
- （3）兵庫県公式オンラインショップ運営事業の受託事業者が、その業務の遂行に必要な範囲で使用するとき。
- （4）兵庫県公式オンラインショップ「HYOGOSSIMO（ひょうごッシモ）」に出品している事業者が、出品商品を広報する目的で使用するとき。
- （5）事業者その他の者が、県産品のオンライン販売機能の強化及び販路拡大を図るための広報を目的として使用するとき。
- （6）報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- （7）その他知事が適当と認めるとき。

(使用承認)

第5条 前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その使用を承認するものとする。

- (1) 兵庫県の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (2) ロゴマークを正しい使用方法にしたがって使用しない、又は使用しないおそれがあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は後援しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) 風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
- (6) その他知事が不相当と認めたとき。

2 前項の承認は、「兵庫県公式オンラインショップ「HYOGOSSIMO」ロゴマーク使用承認書(様式第2号)」により承認するものとする。

(使用料)

第6条 使用料は無料とする。

(使用状況の是正)

第7条 兵庫県は、ロゴマークの使用がこの規程の内容に違反していると認められているときは、使用者に対し、使用の中止、もしくは使用物件等の回収等の措置を請求することができる。使用者は使用の中止、もしくは使用物件等の回収等の措置を請求された場合、請求された日から使用することはできないものとする。

2 兵庫県は、前項の規定による使用の中止、もしくは使用物件等の回収等の措置により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 兵庫県は、使用者にロゴマーク等の使用状況等について報告させ、又は調査することができる。

(損失補償等の責任)

第8条 兵庫県は、ロゴマーク使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマーク等を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負うこと。

3 使用者は、ロゴマーク等の使用に際して故意又は過失により兵庫県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を兵庫県に賠償すること。

(事務)

第9条 この規程に関する事務は、兵庫県産業労働部観光局観光振興課が行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(施行期日)

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別紙（第2条関係）

①
HYOGOSSIMO
ひょうごッシモ

②
HYOGOSSIMO



※①から④を組み合わせるなど派生したロゴも対象とする。